



Title	沖縄関係15(自衛隊による施設・区域の共同使用   外務省外交史料館レファレンス番号 : H230060 )
Author(s)	-
Citation	平成23年度外交記録公開(1)No.1   公開日 : 平成23年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2011-0699   CD・DVD番号 : H23-001
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43790">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43790</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

自衛隊による施設区域の共同使用

秘  
無期限

安全保障課長 北米第一課長 条約課長

5月4日午後 自衛隊の沖繩配備に伴う施設  
返成の共同使用について

46.5.4  
米(米 松田)

5月4日午後 駐米米内即施設得小呂先任  
部員の連絡越17:23 次あり。

1. 自衛隊の沖繩に展開地<sup>あり</sup>に必要<sup>あり</sup>な  
施設について、米と自衛隊に取得<sup>あり</sup>する

2. 米と自衛隊に提供<sup>あり</sup>する施設・区域の  
共同使用(II-4-a)の<sup>あり</sup>こと

あり。

GA-5

回覧番号 外務省  
米保 330

2

2. 復帰時に米軍に提供<sup>あり</sup>する施設・区域  
の<sup>あり</sup>共同使用の確保(米と自衛隊)について、目下

防衛施設庁にて特別立法を検討中であるが、  
II-4-aに於て共同使用を<sup>あり</sup>行<sup>あり</sup>う

ため、同法には<sup>あり</sup>旨規定が必要加  
入。米(米)との協定中<sup>あり</sup>あり。

3. 同法 II-4-aの共同使用<sup>あり</sup>施設  
の<sup>あり</sup>返還<sup>あり</sup>する場合に<sup>あり</sup>自衛隊

と<sup>あり</sup>米との<sup>あり</sup>引渡<sup>あり</sup>す(共同使用)の<sup>あり</sup>確保  
が必要<sup>あり</sup>あり。米も<sup>あり</sup>自衛隊<sup>あり</sup>の<sup>あり</sup>検討  
中<sup>あり</sup>あり。

GA-6

外務省